いわき市スポーツ振興基金事業国際大会等出場激励金交付要綱を次のように制定する。

令和８年11月１日

いわき市長　内　田　広　之

いわき市スポーツ振興基金事業国際大会等出場激励金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市民のスポーツの普及振興を図るため、国際大会、全国大会又は東北大会に出場する選手及び団体に激励金を交付することを目的とする。

（交付対象事業）

第２条　この要綱において激励金の交付の対象となる大会は、次に掲げる大会とする。

⑴　国際大会（オリンピック、世界選手権大会、アジア選手権大会、ユニバーシアード大会等で国内外予選会又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する競技団体の推薦により参加するものをいう。）

⑵　全国大会（文部科学省、都道府県、公益財団法人日本スポーツ協会又はその加盟団体（次号において「文部科学省等」という。）が主催又は共催する大会で、大会要項等において全ての都道府県を対象とするものであり、かつ、第４号及び第５号に掲げる大会を除くものをいう。）

⑶　東北大会（文部科学省等が主催又は共催する大会で、大会要項等において東北地方の６県又は当該県数を超える都道府県を対象とし、かつ、全国大会に該当しないものをいう。）

⑷　国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会

⑸　全国高校選手権大会（50人以上の応援団を伴うものに限る。）

⑹　その他市長が特に必要と認める大会

２　前項の規定にかかわらず、予選大会を行わず前項各号に掲げる大会に出場し

た場合（選抜により国、東北地方又は福島県を代表して出場する場合を除く。）は、激励金を交付しない。

（交付対象者）

第３条　この要綱において激励金の交付の対象となる者は、前条各号に掲げる大会に出場する選手（選手登録されている者に限る。）又は団体であって、次のいずれかに該当するものとする。ただし、同一大会において、いわき市、いわき市教育委員会若しくは他の団体（以下「いわき市等」という。）若しくはいわき市等から補助金等を受けている団体から他の補助金等を交付され、又は交付の決定を受けているものを除く。

⑴　市内に住所を有する者

⑵　市内に住所を有する者によって構成される団体

⑶　本市出身者で特に市長が認めるもの

（激励金の額）

第４条　激励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（団体にあっては、出場登録者数に当該各号に定める額を乗じて得た額）とする。

⑴　国際大会に出場する場合　選手１人につき30,000円（選手が10人を超える場合にあっては、300,000円）

⑵　全国大会に出場する場合（高校生以下が出場する場合に限る。）　選手１人につき15,000円（選手が14人を超える場合にあっては、200,000円）

⑶　全国大会に出場する場合（前号に規定する場合を除く。）　選手１人につき15,000円（選手が７人を超える場合にあっては、100,000円）

⑷　東北大会に出場する場合（高校生以下が出場する場合に限る。）　選手１人につき8,000円（選手が13人を超える場合にあっては、100,000円）

⑸　東北大会に出場する場合（前号に規定する場合を除く。）　選手１人につき8,000円（選手が８人を超える場合にあっては、60,000円）

⑹　国民スポーツ大会又は全国障害者スポーツ大会に出場する場合　10,000円

⑺　全国高校選手権大会その他市長が特に必要と認める大会に出場する場合市長が別に定める額

（激励金の交付）

第５条　激励金の交付を受けようとする者は、激励金交付申請書兼請求書（第１

号様式)に、次に掲げる書類を添え、当該交付対象事業終了後15日以内に提出しなければならない。

⑴　当該交付対象事業の大会要項

⑵　当該交付対象事業の参加者名簿

⑶　予選大会の成績表

⑷　当該交付対象事業の結果が分かる書類

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（激励金の交付決定）

第６条　市長は、激励金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、激励金を交付するべきものと認めるときは、激励金の交付を決定する。

２　市長は、激励金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容を激励金決定通知書（第２号様式）により、申請をした者に通知する。

（激励金の交付決定の取消し）

第７条　市長は、交付対象者が、不正な行為等により激励金の交付を受けた場合は、激励金の交付決定を取り消すことができる。

（激励金の返還）

第８条　市長は、激励金の交付の決定を取り消した場合において、既に激励金が交付されているときは、交付申請者に対し、激励金返還命令書（第~~８~~３号様式）により期限を定め、その返還を命ずるものとする。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から実施する。

附　則（令和８年10月13日改正）

１　この要綱は、令和８年11月１日から実施する。

２　改正後の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る激励金について適用し、同日前の申請に係る激励金については、なお従前の例による。